

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小樽市長

## 公表日

令和5年4月3日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	軽自動車税に関する事務								
②事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車等を所有し、本市に納税義務を負うものに対し軽自動車税を賦課、納税通知書を送付する。</li> <li>・特定個人情報ファイルは地方税法及び小樽市税条例に基づき、次の業務に利用する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①納税義務者の氏名・性別・生年月日・住所の確認</li> <li>②氏名、住所の変更等の確認</li> <li>③納税通知書の送付先の確認</li> <li>④死亡・転出等による納税義務継承の把握</li> <li>⑤転出者に対する異動のお知らせ発送のための居所把握</li> <li>⑥納税証明書発行時の氏名・居所の表示</li> <li>⑦公金受取口座の把握</li> </ol> </li> </ul>								
③対象人数	[ 1万人以上10万人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	軽自動車税システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車税付加機能: 基準日に軽自動車等を所有するものに対し、車種に応じた軽自動車税を賦課、納税通知書を作成する。</li> <li>・納税義務者情報管理機能: 氏名・住所などの異動情報を逐次更新する。</li> <li>・車輛異動管理機能: 申告書に基づき、軽自動車等車輛の新規、廃車等を管理する。</li> <li>・税証明等発行機能: 納税証明、標識交付証明書等を発行する。</li> <li>・減免申請管理機能: 市条例に基づく市税減免車輛を管理する。</li> <li>・各種統計資料作成機能</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等</td> <td>[ <input type="radio"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等	[ <input type="radio"/> ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等	[ <input type="radio"/> ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									
システム2									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</li> <li>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</li> <li>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</li> <li>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</li> <li>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</li> <li>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能</li> <li>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</li> <li>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能</li> <li>11. 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能</li> <li>12. お知らせ機能 お知らせ情報提供対象へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									

システム3	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名情報等の管理機能 宛名情報等を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能</p> <p>2. 既存システムとの連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能</p> <p>3. 宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する機能。また、各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し各事務システム及び中間サーバに対し返却する機能</p> <p>4. 中間サーバーとの連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム      <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等      <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他（中間サーバー）</p>
システム4	
①システムの名称	軽自動車検査情報市区町村提供システム
②システムの機能	<p>・一般社団法人全国軽自動車協会連合会から提供された軽自動車検査情報(車両番号、車台番号、所有者の氏名や住所、使用の本拠の位置、初度検査月日、燃料の種類、燃費性能など)に、経年車重課及びグリーン化特例(軽課)の対象区分を判定した結果並びに使用の本拠の位置等に対応する「全国町・字ファイル」の「町・字コード」を付加したものを市区町村に提供するWebシステム</p> <p>・検査情報(更新情報)をダウンロードし、軽自動車税申告書の記載内容の適否を確認する。</p> <p>・賦課期日における市区町村内の軽自動車一覧をダウンロードし、課税対象車両との照合に利用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム      <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等      <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p><input type="checkbox"/> 実施する      <input type="checkbox"/> 実施しない      <input type="checkbox"/> 未定</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制度)及び別表第2の27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 市民税課、納税課
②所属長の役職名	市民税課長、納税課長
7. 他の評価実施機関	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	軽自動車等を所有し、本市において納税義務を負う者
その必要性	軽自動車税を賦課するにおいて、納税義務者の氏名・性別・生年月日・住所の把握は極めて重要であるため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他識別番号: 納税義務者を正確に特定するために保有。</li> <li>・4情報: 納税義務者へ納税通知書を送付するため。</li> <li>・障害者福祉関係情報: 減免の適用を正確に行うため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財政部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (生活環境部戸籍住民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	公平・正確な軽自動車税賦課のため	
④使用の主体	使用部署	財政部市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I 賦課に関する業務 ・申告書の記載内容から登録する車輛とその所有者(納税義務者)を特定する。 ・車輛の新規登録、廃車、譲渡等、異動処理を随時、行う。 ・毎年、4月1日の車輛所有者に対し、その車種に応じた軽自動車税を賦課し、納税通知書を送付する。 II 各種証明書発行に関する事務 ・車検等に必要となる納税証明書を発行する(通常は、納税通知書に添付されているが紛失した場合など)。 III 納税義務者管理業務 ・上記、車輛の異動処理のほか、納税義務者の死亡、転出等を把握することにより適正な課税を行う。
	情報の突合	住民票関係情報と突合して、納税義務者の特定、異動を把握する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ] <選択肢> ( ) 1) 委託する 2) 委託しない <input type="checkbox"/> 1) 件	
委託事項1	軽自動車税システムの運用保守	
①委託内容	軽自動車税システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社北海道支社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先は、本業務の個人情報を取り扱う業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、個人情報を取り扱う業務の着手前に、書面により再委託する旨を申請し、その承認を得なければならない。
	⑥再委託事項	軽自動車税システムの運用保守

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>&lt;小樽市における措置&gt;          特定個人情報は外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。          サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける保管措置&gt;          ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。          ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける消去措置&gt;          ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。          ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考	

### (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 個人番号、2. 管理番号、3. ナンバーイメージ、4. 車種、5. 新規購入日、6. 登録日、7. 消滅日、8. 受付日、9. 異動日、10. 異動事由、11. 異動理由、12. 所有者宛名番号、13. 所有者世帯番号、14. 所有者世帯識別、15. 所有者漢字氏名、16. 所有者カナ氏名、17. 所有者生年月日、18. 所有者住所、19. 所有者性別、20. 使用者宛名番号、21. 使用者世帯番号、22. 使用者世帯識別、23. 使用者漢字氏名、24. 使用者カナ氏名、25. 使用者生年月日、26. 使用者住所、27. 使用者性別、28. 所有権留保の売主宛名番号、29. 所有権留保の売主世帯番号、30. 所有権留保の売主世帯識別、31. 所有権留保の売主漢字氏名、32. 所有権留保の売主カナ氏名、33. 所有権留保の売主生年月日、34. 所有権留保の売主住所、35. 所有権留保の売主性別、36. 納税義務者区分、37. 定置場住所、38. 軽自税管轄、39. 標識番号、40. 車名、41. 型式、42. 年式、43. 原動機番号、44. 車台番号、45. 認定番号、46. 排気量、47. 動力、48. 形状、49. 用途、50. 車検年月日、51. 課税区分、52. 標準税額、53. 差引課税額、54. 減免管轄、55. 課税額、56. 依頼区分、57. 減免区分、58. 減免額、59. 依頼市町村、60. 取扱業者、61. 取扱業者名称、62. 取扱業者所在地、63. 旧納税義務者宛名番号、64. 旧納税義務者名称、65. 旧納税義務者所在地、66. 付箋情報、



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
軽自動車税ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口で收受する申告書に関しては、運転免許証の提示を求めるなど申告内容に過ちがないよう指導している。</li> <li>・関係機関から回送される申告書についても、住民票を元に氏名・住所等が記載されており、申告書誤記載によるリスクはほぼない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車税システムには、納税義務者以外の情報は保有しない。</li> <li>・庁内連携される情報については、軽自動車税賦課に必要最小限のもの(4情報)に限る。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車税システムにアクセスできる者を限定し、ID及びパスワード認証により制限されている。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワードを定期的に変更している。</li> <li>・ログイン情報を記録し、操作者の特定を可能としている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等の遵守について規定</li> <li>・特定の従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないよう規定</li> <li>・個人情報にかかる秘密の保持、収集の制限、安全確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、資料等の返還、従事者への研修、事故報告、取扱記録の作成、運搬方法について規定</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可の無い再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>&lt;誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> <p>&lt;その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置する。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入する。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;業務システムの運用における措置&gt;</p> <p>個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	
8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;小樽市における措置&gt;</p> <p>①軽自動車税システムを扱う職員に対し、個人情報の保護について課内研修を実施している。</p> <p>②違反行為を行った者に対しては、当該職員等のネットワーク又は情報システムを使用する権利を停止あるいは剥奪することができるほか、罰則規定を設けている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
②請求方法	個人情報保護法及び小樽市個人情報保護法施行細則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年1月31日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-6②所属長	市民税課長事務取扱 税務長 高谷 研司	市民税課長 笹田 泰生	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月31日	I-6②所属長	市民税課長 笹田 泰生	市民税課長 進藤 広典	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年12月1日	I-2システム2②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>・情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>・情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</li> <li>・既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>・情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>・情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</li> <li>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</li> <li>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</li> <li>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</li> <li>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</li> </ol>	事後	精査による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I-2システム2②システムの機能	<p>・データ送受信機能  中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>・セキュリティ管理機能  特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。</p> <p>・職員認証・権限管理機能  中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>・システム管理機能  バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>	<p>7. データ送受信機能  中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能  特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能  中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能  バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能</p> <p>11. 自己情報提供機能  情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能</p> <p>12. お知らせ機能  お知らせ情報提供対象へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能</p>	事後	精査による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I-2システム4	(記載なし)	<p>①システムの名称 軽自動車検査情報市区町村提供システム</p> <p>②システムの機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人全国軽自動車協会連合会から提供された軽自動車検査情報(車両番号、車台番号、所有者の氏名や住所、使用の本拠の位置、初度検査月日、燃料の種類、燃費性能など)に、経年車重課及びグリーン化特例(軽課)の対象区分を判定した結果並びに使用の本拠の位置等に対応する「全国町・字ファイル」の「町・字コード」を付加したものを市区町村に提供するWebシステム</li> <li>・検査情報(更新情報)をダウンロードし、軽自動車税申告書の記載内容の適否を確認する。</li> <li>・賦課期日における市区町村内の軽自動車一覧をダウンロードし、課税対象車両との照合に利用する。</li> </ul> <p>[○]税務システム</p>	事後	システム運用開始による追加
平成29年12月1日	I-4法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> </ul>	事後	法令上の根拠明示
平成29年12月1日	I-5②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の27の項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</li> </ul>	事後	法令上の根拠明示
平成29年12月1日	II-6保管場所	<p>&lt;小樽市における措置&gt;</p> <p>入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。</p>	<p>&lt;小樽市における措置&gt;</p> <p>特定個人情報は外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。</p>	事後	ネットワークのセキュリティ強化に伴う認証方法等の変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	Ⅲ-6リスク1 リスクに対する措置の内容	第19条第14号	第19条第15号	事後	法令の改正に伴う変更
平成29年12月1日	Ⅲ-10	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>⑤中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事後	精査による。
平成31年3月15日	I-2システム3②システムの機能	4. 中間サーバとの連携機能 中間サーバ、又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統合宛番号に紐付く宛名情報等を通知する機能	4. 中間サーバーとの連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛番号に紐付く宛名情報等を通知する機能	事後	精査による。
平成31年3月15日	I-6②所属長の役職	市民税課長 進藤 広典	市民税課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更に当たらない。
平成31年3月15日	Ⅲ-6リスク1 リスクに対する措置の内容	第19条第15号	第19条第16号	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年1月31日	V-1①実施日	平成27年1月15日	令和2年1月31日	事後	特定個人情報保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月4日	I-5②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制度)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制度)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	Ⅲ-6リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令改正による。
令和4年12月27日	I-1②事務の内容	・特定個人情報ファイルは地方税法及び小樽市税条例に基づき、次の業務に利用する。 ①納税義務者の氏名・性別・生年月日・住所の確認 ②氏名、住所の変更等の確認 ③納税通知書の送付先の確認 ④死亡・転出等による納税義務継承の把握 ⑤転出者に対する異動のお知らせ発送のための居所把握 ⑥納税証明書発行時の氏名・居所の表示	・特定個人情報ファイルは地方税法及び小樽市税条例に基づき、次の業務に利用する。 ①納税義務者の氏名・性別・生年月日・住所の確認 ②氏名、住所の変更等の確認 ③納税通知書の送付先の確認 ④死亡・転出等による納税義務継承の把握 ⑤転出者に対する異動のお知らせ発送のための居所把握 ⑥納税証明書発行時の氏名・居所の表示 ⑦公金受取口座の把握	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和4年12月27日	I-6①部署	財政部 市民税課	財政部 市民税課、納税課	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和4年12月27日	I-6②所属長の役職	市民税課長	市民税課長、納税課長	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和5年4月3日	Ⅲ-4規定の内容	・小樽市個人情報保護条例等の遵守について規定	・個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等の遵守について規定	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和5年4月3日	Ⅲ-7特定個人情報の保護・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<業務システムの運用における措置> 小樽市個人情報保護条例のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。	<業務システムの運用における措置> 個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和5年4月3日	Ⅳ-1②請求方法	小樽市個人情報保護条例及び同条例施行規則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	個人情報保護法及び小樽市個人情報保護法施行細則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。